One MIZUHO



「個人保証見直し」をめぐる民法改正の論点

相談部 主席コンサルタント 堂本 隆

成長戦略の柱に「個人保証偏重からの脱却」

5月17日、安倍首相は日本アカデメイア主催の交流会で行った成長戦略「第2弾」のスピーチのなかで、ベンチャー起業支援のため、「個人保証偏重の慣行から脱却すべき」と言及した。「借り入れを行っている中小企業・小規模事業者では、およそ9割に個人保証がついている」「このうちの7割は、個人資産と同じか、それを上回る金額の保証をさせられている」――首相はこう述べたうえで、ベンチャー精神を阻んでいるのは個人保証であるとして、「個人保証がなくとも融資が受けられるような、中小企業・小規模事業者向け金融の新たな枠組みをつくりたい」との意欲を示した。

こうしたなか注目されるのが、現在、法制審議会・民法(債権関係)部会で進められている「民法改正」作業だ。実現すれば120年ぶりとなるこの改正作業では、個人保証債務についても多角的な検討がなされており、2月26日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」では、「保証人保護の方策の拡充」が盛り込まれた。今後、6月17日が提出期限の中間試案に対するパブリックコメントなどを踏まえ、最終案が取りまとめられる予定だ。

個人保証は親族間や知人・友人間の経済的利害を超えた個人的関係や動機によって行われる(これを「情誼性」という)ケースが多く、保証契約を締結する時には予想していなかった過大な債務の負担を求められて保証人が財産を失うだけでなく、親族間の人間関係が破壊されたり、失職に追い込まれたり、住居を失って家庭が崩壊するなど、個人保証が生活破綻という悲惨な結果を招くという社会的実態がある。

他方で、個人保証、とくに経営者本人による個人保証は、中小企業に対する円滑な金融のバックボーンをなしており、また、経営者以外の第三者による個人保証も信用補完の機能や経営者のモラル確保のための機能を有していることも無視できない。このため、個人の保証人保護を進めるに際しても、中小企業金融に閉塞が生じないように配慮する必要がある。

個人の根保証契約「経営者に限定」は妥当

では、「中間試案」では、保証人保護のあり方について、どのような提案がなされているのだろうか。まず「第17 保証債務 6 保証人保護の方策の拡充 (1) 個人保証の制限」と題するパートでは、以下の2点について検討を加えている。

第1のポイントは、「主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する 債務(貸金等債務)が含まれる根保証契約であって、保証人が個人であるもの」について、保証人が経営 者であるものを除いて無効とするかどうかだ。

One MIZUHO

個人が保証人となる貸金債務の根保証は、「保証契約の内容の適正化の観点から、保証人の保護を図るため」、2004年の民法改正によって「極度額」と「元本確定期日」の定めが新設されている。すなわち、貸金等根保証契約は、極度額の定めのない個人の根保証が無効とされたことから、貸金を担保するため個人を保証人とする根保証には極度額の定めが必須となった。そして、元本確定期日を定めるときは5年以内とすること、5年を超える期日が定められたときは元本確定期日の定めがない場合とされ、元本確定期日の定めがない場合には、貸金等根保証契約はその締結の日から3年で元本が確定するものとされたのである。このほかにも、主たる債務者や保証人の死亡、破産手続開始などが元本確定事由とされた。

これにより、社長が根保証をする場合であっても、極度額と元本確定期日を定めることが必要となり、従前は広く利用されていた極度額も保証期間も定めない包括根保証が認められなくなった。

今回の中間試案では、こうした保証人保護をさらに一歩進め、経営者を除く個人の貸金等根保証契約 そのものを無効とするかどうかが、検討テーマとなっている。この点については、極度額を保証人個人の 資産や収入から合理的な金額に限定することが一般的に期待できれば、わざわざ民法で、経営者を除く 個人の貸金等根保証契約を一律に無効と定める必要はないであろう。しかしながら、保証は「頼まれたら 断れない」という情誼性によって安易に締結されやすいという特質を勘案すると、極度額を合理的な金額 に限定することは一般的には期待し難いところである。

このように考えると、貸金債務の根保証は、保証人が根保証契約を締結する時には予想していなかった 金額の保証債務を負う危険があることから、経営者を除く個人による貸金債務の根保証を、民法で一律 に無効と定めることも許容できるように思われる。

経営者以外の個人保証「禁止」は慎重に

個人保証の制限に関する第2のポイントは、「債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの」について、保証人が経営者であるものを除いて無効とするかどうかという点だ。

これは、上記の貸金債務の根保証を無効とする案を一歩進めたもので、事業者の貸金債務を個人が保証することは、その事業の経営者を除いてできないこととなり、根保証のみならず通常の保証をも無効とする点でドラスティックなものである。仮に貸金債務の根保証が無効とされるだけであれば、貸付をする毎に保証契約を締結することによって対応できるが、事業者の貸金債務に対する個人保証そのものが無効とされると、金融機関としては、経営者以外の個人との保証契約ができなくなり、個人保証は経営者本人に限定されることになる。

そうすると、保証人が経営者であるか否かの判断が極めて重要となる。すなわち、会社に対する融資で個人の保証人をとる場合、その個人が経営者であると考えて融資を行ったところ、後日、訴訟沙汰となってその個人は経営者でないと判断されると、保証契約は無効となってしまうからだ。もちろん改正後の民法では、経営者の定義を明確に定めることが求められるが、ケースによっては曖昧な部分も残らざるをえない。このため、保証契約が無効とならないように、個人の保証人をとる際には経営者か否かを慎重に判断する姿勢が必要となる。このように、事業者の貸金債務の個人保証まで無効とされると、中小企業に対する円滑な融資に懸念が生じるのではなかろうか。

経営者を除く個人の貸金等根保証契約を一律に無効と定めたとしても、貸付のたびに個人保証をとる 途があれば、"安心して"、つまり経営者であるか否かを心配することなく個人保証をとることができることから、 金融に対する萎縮効果も限定的といえる。しかし、経営者以外の個人保証は一切できないとなると、中小 企業金融への閉塞となりかねない。こうした点からも、この改正には慎重な対応が求められる。

「減免制度」と「比例原則」は経営者保護に不可欠

続いて中間試案では、「第17 保証債務 6 保証人保護の方策の拡充 (4) その他の方策」のパートで、保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、つぎの2つを挙げている。1つは「裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする」との裁判所による保証債務の「減免制度」の導入。もう1つが、「保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の[過大な部分の]履行を請求することができないものとする」という過大部分の履行請求ができない「比例原則」の導入である。

しかし、減免制度は、中間試案でも減免の判断要素は示されているものの、客観的な判断基準までは 定めることができないため、最終的な減免の判断は裁判所の裁量に委ねざるをえず、保証債務の請求訴 訟では必ず減免の主張がなされる事態が予想される。保証債務の請求訴訟は日常的に行われており、 減免制度が導入された場合には、裁判所の負担が増すばかりでなく、減免額をめぐる争いで訴訟の遅延 を招来することになる。一方、比例原則についても、過大か否かを判断するベースとなる保証人の財産や 収入、負債をどのように把握するのかといった実務上の課題が残っている。

減免制度と比例原則の導入は、個人が保証人となる場合にその個人を保護するための一般的制度として提案されている。とくに、最初にみた「貸金債務に関する個人の根保証契約」が経営者を除いて無効とされれば、これらは根保証をする経営者の保護として重要な役割を有することとなると考えられる。ただ、減免制度や比例原則を導入するには、上記のような適用範囲や実務上の課題などについて、さらに議論を詰める必要があるのも事実だ。例えば減免制度については、その適用対象を限定的にするなどの工夫が求められる。丁寧に制度を組み立てることで、保証人保護の1つの方策としての導入が期待される。

•

以上見てきたように、個人保証が中小企業金融に積極的な意義を有するとしても、同時に個人保証がもたらす生活破綻から保証人保護を図ることは重要な社会的要請であることに間違いはなく、そのためのさまざまな方策のなかで、基本法たる民法の保証人条項を改正することは効果的で、その要請に"直接に応えたもの"といってよいだろう。他方で、保証人保護の強化を目指した今回の民法改正は、ベンチャー企業の育成や起業の促進という、安倍政権が主導する日本の成長戦略を実現するための"環境整備"としての意義も有している。今後の民法改正の議論の行方を注視していきたい。(了)

【関連情報】 『私論試論』(2011年8月29日)「被災企業の『二重債務問題』と『個人連帯保証』」

http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/opinion/shiron/pdf/shiron110829.pdf

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき 作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。